

令和8年 第2回臨時会

浪江町議会会議録

令和8年 2月13日 開会

令和8年 2月13日 閉会

浪江町議会

令和8年第2回浪江町議会臨時会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (2月13日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
承認第1号から議案第13号の一括上程、説明	5
承認第1号の質疑、討論、採決	13
議案第7号の質疑、討論、採決	14
議案第8号の質疑、討論、採決	14
議案第9号の質疑、討論、採決	16
議案第10号の質疑、討論、採決	17
議案第11号の質疑、討論、採決	17
議案第12号の質疑、討論、採決	18
議案第13号の質疑、討論、採決	20
閉会の宣告	21

浪江町告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和8年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和8年1月29日

浪江町長 吉田栄光

- 1 日 時 令和8年2月13日（金） 午前9時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件
 - （1）専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浪江町一般会計補正予算（第7号））
 - （2）浪江町課設置条例の一部改正について
 - （3）工事請負契約の変更について（畜産施設敷地造成工事）
 - （4）工事請負契約の変更について（麦ノ沢ため池環境保全整備工事（再対策））
 - （5）工事請負契約の変更について（山田ため池環境保全整備工事（再対策））
 - （6）工事請負契約の変更について（堤上第2ため池環境保全整備工事（再対策））
 - （7）指定管理者の指定について（屋内アスレチック施設）
 - （8）令和7年度浪江町一般会計補正予算（第8号）

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	横	字	史	年	君	2番	佐	藤	勝	伸	君
3番	鈴	木	幸	治	君	4番	山	本	幸一	郎	君
5番	紺	野		豊	君	6番	武	藤	晴	男	君
7番	紺	野	則	夫	君	8番	佐々	木		茂	君
9番	佐々	木	勇	治	君	10番	半	谷	正	夫	君
11番	松	田	孝	司	君	12番	平	本	佳	司	君

不応招議員（なし）

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和8年第2回浪江町議会臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和8年2月13日（金曜日）午前9時開議

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浪江町一般会計補正予算（第7号）） |
| 日程第 4 | 議案第 7号 | 浪江町課設置条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 8号 | 工事請負契約の変更について（畜産施設敷地造成工事） |
| 日程第 6 | 議案第 9号 | 工事請負契約の変更について（麦ノ沢ため池環境保全整備工事（再対策）） |
| 日程第 7 | 議案第10号 | 工事請負契約の変更について（山田ため池環境保全整備工事（再対策）） |
| 日程第 8 | 議案第11号 | 工事請負契約の変更について（堤上第2ため池環境保全整備工事（再対策）） |
| 日程第 9 | 議案第12号 | 指定管理者の指定について（屋内アスレチック施設） |
| 日程第10 | 議案第13号 | 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第8号） |

出席議員（12名）

1 番	横 字 史 年 君	2 番	佐 藤 勝 伸 君
3 番	鈴 木 幸 治 君	4 番	山 本 幸 一 郎 君
5 番	紺 野 豊 君	6 番	武 藤 晴 男 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	佐々木 勇 治 君	10 番	半 谷 正 夫 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	平 本 佳 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 栄 光 君	副 町 長	山 本 邦 一 君
副 町 長	成 井 祥 君	総務課長兼 選挙管理委員会書記長	戸 浪 義 勝 君
企画財政課長	吉 田 厚 志 君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	大 浦 龍 爾 君
介護福祉課長	木 村 順 一 君	教育総務課長	鈴 木 清 水 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 野 夕 華 子 君	次	今 野 長 雄 一 君
書	鳴 川 ち り 君		

-
- 議長（山本幸一郎君） おはようございます。
会議前ではございますが、傍聴される方に申し上げます。
携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いします。
-

◎開会の宣告

- 議長（山本幸一郎君） ただいまの出席人数は12人であります。
定足数に達しておりますので、令和8年第2回浪江町議会臨時会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

- 議長（山本幸一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（山本幸一郎君） 本日の議事日程は、タブレット端末に格納のとおりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本幸一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、6番、武藤晴男君、7番、紺野則夫君を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（山本幸一郎君） 日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思えます。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日限りに決定しました。
-

◎承認第1号から議案第13号の一括上程、説明

- 議長（山本幸一郎君） お諮りします。日程第3、承認第1号 専決処分承認を求めることについて（令和7年度浪江町一般会計補正予算（第7号））から日程第10、議案第13号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第8号）までを一括議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、承認第1号から日程第10、議案第13号までを一括議題とします。

日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浪江町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和7年度浪江町一般会計補正予算（第7号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙費として、選挙に要する経費を計上したものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,759万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を452億8,334万8,000円とするものであります。

歳入は選挙費に対する県委託金、歳出は選挙実施に必要な事務経費等となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、議案第7号 浪江町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第7号 浪江町課設置条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、事務機構の再編に伴い、内部組織及び事務分掌について所要の改正を行うものであります。

詳細については総務課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案第7号についてご説明をさせていただきます。

議案資料によりご説明いたします。

13ページをお開きください。

2の主な改正内容でございます。

第1条の改正としまして、現在設置している課に観光移住課を追

加をいたします。

続きまして、第2条の改正につきましては、広報に関することについて、企画財政課から総務課へ移管をいたします。

観光移住課を追加しまして、その事務分掌として、観光の振興に関すること及び移住政策に関することを規定いたします。

また、消費者対策に関することについては、産業振興課から介護福祉課へ移管をいたします。

3の施行期日については、令和8年4月1日から施行するものといたします。

続いて、14ページから19ページまでは、新旧対照表でございます。20ページをご覧ください。

令和8年度の事務組織の案であります。

右側の表をご覧ください。

総務課の係の2の秘書広報係となっておりますが、広報広聴業務等が企画財政課から移管をされます。

企画財政課の一番下の行、移住推進係が観光移住課へ移管となります。

住民課ですが、生活環境係が新名称で、健康保険課の放射線対策係の業務を移管をいたします。

黄色で着色してあるところが新しい観光移住課です。こちらに新しい係が2つ設置されます。

健康保険課をご覧ください。

放射線対策係を廃止をいたしまして、住民課の生活環境係へ移管をすることが表示されております。

介護福祉課の避難生活支援係を廃止しまして、福祉係へ事務を移管をいたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第5、議案第8号 工事請負契約の変更について（畜産施設敷地造成工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第8号 工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

本案は、畜産施設敷地造成工事について変更契約を行うものであります。

現在の契約金額は15億9,216万8,600円ですが、9,122万3,000円を減額し、15億94万5,600円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） それでは、議案書によりご説明いたします。

議案集21ページをお開きください。

1、契約の目的、畜産施設敷地造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、15億9,216万8,600円、変更後、15億94万5,600円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地

2、横山建設株式会社代表取締役社長、佐藤祥一。

6、工期、令和5年3月15日から令和8年3月31日まで。

本件は畜産施設敷地造成工事の変更契約を行うものです。

次のページ、議案資料をご覧ください。

理由書になります。

変更の内容を申し上げます。

まず、敷地造成工につきまして、環境省から遮蔽土などの土砂を受け入れたことにより、購入土を8万7,383.3立米を、6万2,550.8立米に変更減するものでございます。

続きまして、交通管理工につきまして、周辺工事地や同敷地内の建築工事等との調整の結果、安全を確保した上で配置数量を見直したことにより、交通誘導員が4,000人から845人に変更減をするものです。

説明は以上になります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第6、議案第9号 工事請負契約の変更について（麦ノ沢ため池環境保全整備工事（再対策））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第9号 工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

本案は、麦ノ沢ため池環境保全整備工事（再対策）について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は1億4,080万ですが、1,071万4,000円を減額し、1億3,008万6,000円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） それでは、議案書によりご説明いたします。

議案集23ページをお開きください。

1、契約の目的、麦ノ沢ため池環境保全整備工事（再対策）。

2、施工箇所、浪江町大字末森字麦ノ沢地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、1億4,080万円。変更後、1億3,008万6,000円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社代表取締役、鈴木仁根。

6、工期、令和7年6月17日から令和8年3月23日まで。

次のページ、議案第9号資料をご覧ください。

変更の理由でございます。

麦ノ沢ため池において、仮排水口としてポンプ等による強制排水対策を行った結果、底質の乾燥が進み、仮設工に必要な土質改良材の添加量が当初設計に比べ減少したため、施工実績により数量を減ずるものです。また、耐候性大型土のうの数量を施工実績により減ずるものでございます。

内訳につきましては、変更内容の表のとおりとなります。

ご説明は以上となります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第7、議案第10号 工事請負契約の変更について（山田ため池環境保全整備工事（再対策））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第10号 工事請負予約の変更についてご説明をいたします。

本案は、山田ため池環境保全整備工事（再対策）について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は9,460万ですが、84万400円を減額し、9,375万9,600円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） それでは、議案書によりご説明いたします。

議案集25ページをお開きください。

1、契約の目的、山田ため池環境保全整備工事（再対策）。

- 2、施工箇所、浪江町大字室原字山田地内。
 - 3、契約の方法、指名競争入札。
 - 4、契約金額、変更前、9,460万円、変更後、9,375万9,600円。
 - 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地
- 2、横山建設株式会社代表取締役社長、佐藤祥一。
- 6、工期、令和7年6月17日から令和8年3月23日まで。

次のページ、議案第10号資料をご覧ください。

変更の理由でございます。

山田ため池において、仮排水口としてポンプ等による強制排水対策を実施しましたが、底質の乾燥が進まなかったため、土質改良剤を配合試験結果に基づき追加させていただきました。また、耐候性大型土のうの数量を施工実績により減ずるものでございます。

内訳については、変更内容の表のとおりとなっております。

ご説明は以上となります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第8、議案第11号 工事請負契約の変更について（堤上第2ため池環境保全整備工事（再対策））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第11号 工事請負予約の変更についてご説明をいたします。

本案は、堤上第2ため池環境保全整備工事（再対策）について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は7,810万ですが、1,173万4,800円を減額し、6,636万5,200円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） それでは、議案書によりご説明いたします。

議案集27ページをお開きください。

- 1、契約の目的、堤上第2ため池環境保全整備工事（再対策）。
- 2、施工箇所、浪江町大字末森字堤上地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、変更前、7,810万円、変更後、6,636万5,200円。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字樋渡字土淵2番地3、豊工業株式会社代表取締役、岩野廣秀。
- 6、工期、令和7年6月17日から令和8年3月23日まで。

次のページ、議案第11号資料をご覧ください。

変更の理由でございます。

堤上第2ため池において、池内への流入水及び地下水が多かったため、滞留した水の強制排水対策としてポンプ供用日数を延長した結果、底質の乾燥が進み、土質改良剤の添加量が当初の設定に比べ減少したため、施工実績により数量を減ずるものでございます。また、耐候性大型土のうの数量を施工実績により減ずるものでございます。

内訳につきましては、変更内容の表のとおりとなっております。

説明は以上となります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第9、議案第12号 指定管理者の指定について（屋内アスレチック施設）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第12号 屋内アスレチック施設指定管理者の指定についてご説明をいたします。

本案は、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき選定し、指定管理者の候補者となった株式会社フクシ・エンタープライズを指定管理者として指定するため、地方自治法第244条2の第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案書によりご説明いたします。

29ページをご覧ください。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び位置、名称、屋内アスレチック施設、位置、浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1。

2、指定管理者となる団体等の名称、代表者及び住所、団体等の名称、株式会社フクシ・エンタープライズ、代表者、代表取締役、富士朝尋、住所、東京都江東区大島1丁目9番8号。

3、指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

続きまして、次ページの議案第12号資料をご覧ください。

まず、指定管理者に管理を行わせる目的でございますが、浪江町屋内アスレチック施設ふれあいげんきパークは、子供の運動の機会を確保し、子供の健康増進及び健やかな心の発達に寄与するとともに

に、施設を活用した町民の基礎体力の向上及び利用者相互のコミュニケーションの促進を図ることを設置目的としております。

この目的を達成するため、指定管理者制度を活用し、民間事業者の知識及びノウハウを生かして、柔軟なサービスの提供及び効果的・効率的な管理運営を推進するため、指定管理者による管理を行わせるものでございます。

次に、指定管理者の選定方法でございますが、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により指定管理者の公募を行った結果、2社から応募があり、選定委員会の審査を経て、株式会社フクシ・エンタープライズを指定管理者の候補者として選定してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 日程第10、議案第13号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第13号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第8号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,483万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を453億3,818万5,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、補正予算事項別明細書によりご説明をいたします。

37ページをご覧ください。

まず、歳入についてご説明いたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金5,110万5,000円の増につきましては、追加で実施します物価高騰対応事業に係る財源となるものでございます。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金373万2,000円の増につきましては、事業実施に係る財源調整となっております。

続きまして、38ページをご覧ください。

歳出についてご説明をいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費357万4,000円の増につきましては、事務機構の改編に伴い必要となる予算を計上しております。

節12委託料では電話の設定変更、節17備品購入費では机・椅子等

の購入に係る予算を計上しております。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費5,126万3,000円の増につきましては、主に電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が特に大きい住民税非課税世帯などの低所得世帯に対しまして、1世帯当たり2万円を給付するために必要な予算を計上しております。

34ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費補正追加でございます。

今ほど歳出でご説明いたしました低所得世帯への給付金事業につきましては、本予算議決後の事業着手となりますので、年度内の完了が見込めないことから、必要な予算を繰り越すものとなっております。

最後に、39ページは基金の運用状況となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

○議長（山本幸一郎君） ここで、全員協議会開催のため、9時40分まで休議します。

（午前 9時24分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前 9時40分）

○議長（山本幸一郎君） ここで常任委員会開催のため、10時25分まで休議します。

（午前9時40分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前10時25分）

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浪江町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度浪江町一般会計補正予算（第7号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、議案第7号 浪江町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第7号 浪江町課設置条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第5、議案第8号 工事請負契約の変更について（畜産施設敷地造成工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） 先ほどの議案説明の中で、環境省から遮蔽土等の土砂を受け入れたことによって購入土が減少したため変更という

ふうな説明がございました。

この環境省からの遮蔽土というのは、どこから環境省の土を持ってきたのかというふうなことを、初めにお聞きいたします。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

このたび、環境省の遮蔽土、つまりは仮置場の周りを覆っていた土を持ってきてございまして、浪江町内の室原であるとか、末森であるとか、一部、谷津田、小野田なんていうところから、このたびは持ってきてございました。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） この町内の、室原であったり様々なところから、そういった出た土をここの牧場のほうに持ってきたというふうなことなんでしょうけれども、当然、放射線の汚染された土地でありますので、そういった土を、いわゆる測定して当然持ってきたと思うんです。

そのいわゆる測定した数値というのは、当然、国が示している中身に当然該当しているのかなというふうなことを思いますけれども、その辺、町のほうとして、測定の数値、それから当然安心な土だというふうなことでの理解の下で、いわゆるこの遮蔽土に利用したと思うんですが、その辺、町のほうでどのように対応したのか、お聞きいたします。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えさせていただきます。

まず、その遮蔽土を持ってきた土地の基準についてですが、空間線量で0.23マイクロシーベルト以下、ベクレル数で言うと100ベクレル以下という基準がございまして、例えば、室原地区になりますと、空間線量が0.17マイクロシーベルト、ベクレルのほうは下限値以下ということで、49ベクレルほどというふうなところがございます。

ほかの地域につきましても、基準値以下であることを確認した上で、搬出、使用をしているという状況でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第8号 工事請負契約の変更について（畜産施設敷地造成工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第6、議案第9号 工事請負契約の変更について（麦ノ沢ため池環境保全整備工事（再対策））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 質問というより、設計変更で減になっているんだろーと思えますけれども、今回は減が多かったのでもいいんですけども、何か設計が、どこで設計やって、何か甘いような気がします。

もう少ししっかりした設計をしていただくように、やはり指導をしていかないと、コンサルの言いなりになってばかりいると、こういう本来ならやることのない質疑まで生じますので、その点についてちょっとお聞かせください。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えさせていただきます。

ため池の放射性物質対策については、これまで数多く議会でご審議いただいたところでございます。

その上で、改めて、天候による変更というようなリスクがある中で、いろいろご審議いただいた内容も踏まえまして、年度年度ごとに発注はしておるんですが、やはり増額をする可能性があるということで、どちらかというところ、雨のリスクに対しての設計というものも含んだものになっていると理解してございます。

なかなか議員おただしのお話はごもつともであるとも思うところではありますが、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第9号 工事請負契約の変更について（麦ノ沢ため池環境保全整備工事（再対策））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第7、議案第10号 工事請負契約の変更について（山田ため池環境保全整備工事（再対策））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第10号 工事請負契約の変更について（山田ため池環境保全整備工事（再対策））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第8、議案第11号 工事請負契約の変更について（堤上第2ため池環境保全整備工事（再対策））を議題と

します。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第11号 工事請負契約の変更について（堤上第2ため池環境保全整備工事（再対策））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第9、議案第12号 指定管理者の指定について（屋内アスレチック施設）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） お疲れ様です。ちょっと何点かお尋ねをします。

この指定管理者の選定の方法でございますが、今回は2社が公募あったということで、応募に応じたということで、株式会社フクシ・エンタープライズに決定した理由を教えてくださいませんか。それと同時に、年間の管理費は幾らぐらい予定しているのか。

この施設に関しましては、今まで様々な施設を指定管理していますが、この管理については、ボルダリングも含めて様々な子供の遊具等々もあります。その安全面も含めてどのように選定しているのか教えてください。そして、管理者としては人数どのぐらいを配置するのか、分かれば教えてください。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） ご質問にお答えいたします。

まず、1点目のフクシ・エンタープライズさんをどのように選定したかということでございますが、プロポーザル審査を実施いたし

まして、その結果、選定委員 8 名の採点に基づきまして、1 人 200 点で審査をいたしました。フクシ・エンタープライズさんが平均で 150.63 という点数を獲得されまして、選定したところでございます。

続きまして、年間の管理料でございますけれども、年間約 3,400 万円を想定してございます。

続きまして、ボルダリングを含めた安全面というところでございますが、応募に際しましては、様々な事業計画を提出していただいております。その中でも、安全面に対する計画をお示しいただいておりますが、こちらの事業所、全国での指定管理の実績が多数ございまして、安全管理面も徹底された事業所でございます。資料からもプレゼンテーションの審査からも、そういったところは確認してございます。

4 点目の人員配置でございますけれども、要項におきまして、人員としまして平日は最低 2 名、土日祝日は最低 4 名配置することを指定してございましたけれども、こちらのフクシ・エンタープライズさんからは、平日は最低 3 名以上、土日祝日は最低 4 名以上配置すると。なお、施設長または福祉施設長のどちらか 1 名が常に配置されるという提案がございましたので、運営に問題がなかろうかというふうに判断してございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 12 番、平本佳司君。

○12 番（平本佳司君） 分かりました。

ちょっと私のほうで、ちょっとどうなのかなと思ったのは、その指定管理費ですよ、3,400 万。これ、高いのか安いのか、ちょっと私には理解できませんが、妥当な数字なのかどうか、教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） ご質問にお答えいたします。

指定管理料の 3,400 万というところですが、私どもが直営で運営いたします金額と比較いたしますと、年間で約 295 万円、5 年間の契約期間の中では 1,475 万円の削減が図られる見込みとなっておりますので、適正な金額と判断してございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

8 番、佐々木茂君。

○8 番（佐々木 茂君） 年間の施設の利用者数、何名なのか、これ教えてください。

- 議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（鈴木清水君） ご質問にお答えいたします。
年間の入館者数でございますが、まず令和6年度は1万5,912名、
そして今年度、令和7年度は、1月末現在になりますけれども、
1万3,978名でございます。
以上です。
- 議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第12号 指定管理者の指定について（屋内アスレチック施設）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第10、議案第13号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第13号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第8号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]

- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
-

◎閉会の宣告

- 議長（山本幸一郎君） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了しました。
これをもって、令和8年第2回浪江町議会臨時会を閉会します。
ご苦労さまでした。

（午前10時43分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 山 本 幸 一 郎

署 名 議 員 武 藤 晴 男

署 名 議 員 紺 野 則 夫